

災害対策用備蓄アルファ米仕様書

[三鷹市防災安全部防災課]

1 品名

- (1) アルファ米炊き出しセット (50 食入・きのこご飯)
- (2) アルファ米炊き出しセット (50 食入・五目ご飯)
- (3) アルファ米炊き出しセット (50 食入・わかめご飯)
- (4) アルファ米炊き出しセット (50 食入・ひじきご飯(玄米入り))

2 参考メーカー

- (1) アルファ食品株式会社
- (2) 尾西食品株式会社 (他)

3 規格

別紙 1 のとおり

4 納品場所、納品期限及び数量

納品は、別紙 2 のとおり 2 回に分けて各期限月に行なう。

5 引取り品について

- (1) 引取り品 (令和 8 年度期限切れ品) のアルファ米については、納品時に、受注者の責任において引取り、リサイクルを行うこと。
- (2) 引取り場所、引取り期限及び数量は別紙 2 のとおり

※ただし、引取り数量は別紙 2 記載の数量より少ない場合があるため、留意すること。

6 支払方法

納品後一括払い

7 三鷹市環境方針に基づく環境配慮について

三鷹市は三鷹市環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」に基づき、市が行う事業における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行している。

この取組みは、受注者の協力が不可欠であり、業務の遂行に当たっては、三鷹市環境方針の趣旨を理解し、関係法令を順守し、ライフサイクルの視点を持って環境配慮及び環境保全に十分に配慮すること。

8 その他

- (1) 納入品は、製品納入時に製造業者による品質保証書及び食品衛生法上の登録検査機関による、5年経過した商品又は5年経過相当品（食品虐待試験等）の保存試験成績証明書を提出すること。
- (2) 日本災害食学会及びFSSC22000、第三者機関による機能評価を受け認証を取得していること。また、納入時に当該認証の証明（登録証等の写し）を提出すること。
- (3) 受注者は引取り品のリサイクル方法及び場所について記載した書類を市に提出すること。
- (4) 受注者は引取り品の廃棄を行った場合は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）による処理を確実に行うこと。また、処分終了後、マニフェストD(処分終了)票の写しを提出すること。
- (5) 受注者はメーカーによる回収を行った場合は、受領書等の写しを提出すること。
- (6) 商品の搬出入に必要な人員を確保するとともに、納品棚等の調整が必要な場合は、市担当者の指示により調整作業を行うこと。
- (7) 納品日及び納品方法については市担当者と十分協議すること。
- (8) 不明な点は、市担当者の指示に従うこと。